

地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統）について

【はじめに：地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）とは？】

通称「幹線系統補助」といい、国のバス運行等に対する補助メニューのひとつ。利用者が多く、地域の拠点間をつなぐ幹線路線バス（本地域では、「館山市内線」「館山鴨川線」「南房州本線」が該当）が補助対象となる。輸送量が1日15人以上などの補助要件を満たし交付が決まると、予測費用の欠損額に対し、最大2分の1の補助が受けられる。

また、令和2年11月の法改正に合わせる形で令和7年事業年度分から地域公共交通計画と補助制度の連動化が行われることになり、活性化再生法に基づく協議会等において協議が必要となったことから、昨年度より協議会から提出。

1. 今年度について

千葉県バス対策協議会安房分科会で協議路線となっている下記路線に係る地域公共交通計画別紙について審議する。

対象路線：館山市内線・館山鴨川線・南房州本線

また、ジェイアールバス関東(株)では、車両更新（1台・購入）を予定しているため、合わせて審議する。

2. 手続きに関する概要

- ・今回は、令和9年度分（補助対象期間 R8.10～R9.9）について協議を行う。
- ・申請に先立ち、千葉県バス対策協議会安房分科会において協議を行った「地域公共交通計画の別表」を基に計画別紙について、本日の協議会で審議。
- ・内容に疑義や問題が無ければ、本日配布の別紙案を国に提出。（6月30日締切）
- ・計画が認定を受けた場合は、秋以降に補助金交付申請書を提出する。

3. 計画への位置づけ

地域間幹線系統の3路線はいずれも、南房総・館山地域公共交通計画の施策事業に位置付けられており、機能分担の整理でも、「地域間幹線系統」に定めている。また、当該補助の活用についても明記している。

- ・事業2「地域間幹線系統の利便性向上（館山市内線・南房州本線・館山鴨川線）」

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
 - 補助対象経費
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額
- 予測費用**

<p style="text-align: center;">補助対象経費</p>	<p style="text-align: center;">予測収益</p>
--	--

↑ 欠損 ↓

< 補助対象経費算定方法 >

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額 × 系統毎の実車走行キロ)

-
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額 × 系統毎の実車走行キロ)
- 補助率
1/2
 - 主な補助要件
 - ・ 都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※1)。
 - ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
 - ・ 複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)
 - ・ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のももの
 - ・ 輸送量が15人~150人/日と見込まれること
- ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
- ※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
- ・ 経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ



※1: 令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

1. 補助要件(車両購入費等に対する補助)

車両減価償却費等国庫補助金、公有民営方式車両購入費国庫補助金

補助内容

- 補助対象事業者
【車両減価償却費等補助】
幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
フィーダー系統：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 公有民営補助
地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
【車両減価償却費等補助】
補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額
(地域公共交通増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画に位置付けられた系統については、車両購入費の一括補助も可)
- 補助率 1/2
- 主な補助要件
 - ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
 - ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの
 - ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
 - ①ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ②ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ③小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
 - ・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員11人以上の車両

【公有民営補助】 補助対象車両購入費用

- ※補助対象経費の限度額
- ① ノンステップ型車両：1,500万円
 - ② ワンステップ型車両：1,300万円
 - ③ 小型車両：1,200万円
 - ④ 都市間運送用車両：1,500万円

補助方式のイメージ

車両減価償却費等補助

＜車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法(残存価額×0.4)を用いて5年間で償却する場合＞

(単位：万円)

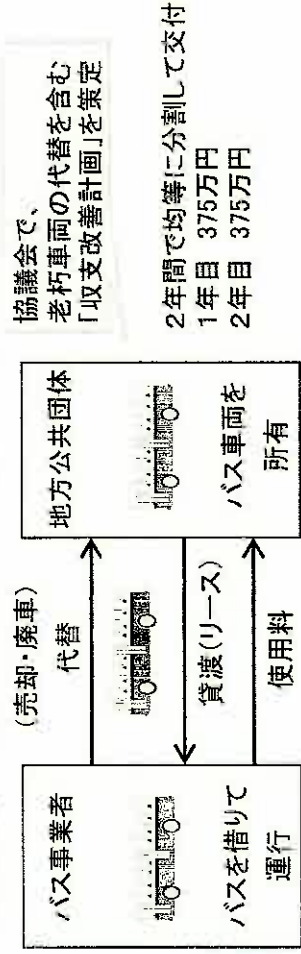


車両購入に係る
減価償却費・金融費用を
5年間にわたって交付

※ 補助対象金融費用は、
年2.5%が上限

公有民営補助

＜車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合＞



車両減価償却費補助金は、5年間(＝60か月)の償却費が補助対象となります(60ヶ月を超える期間分の償却費は補助対象外)。償却開始月が10月でない場合は、初年度と最終年度(6年目)は月割で補助金が交付されます。(例：償却開始月7月→初年度3ヶ月分、6年目9ヶ月分)

令和8年6月 日

（名称）南房総・館山市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決算報告書等の資料から計測する。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
当該地域間幹線系統（南房州本線）では使用車両の平均車齢が20年を超えているが、事 業者の自己資金だけで車両更新することは難しい。安全な輸送を維持するため、補助金を 活用した経年車両の老朽取替により、車両故障を未然に防止するだけでなく、車両修繕費 の抑制を図る。
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

<p>経年車両の更新により、車両修繕費の削減が期待される（年間 20～30 万円程度）ほか、エンジンオーバーホール等の大規模修繕（100 万円以上）の抑制が期待される。</p>	
<p>12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>	
<p>別表 7 のとおり</p>	
<p>13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>14. 協議会の開催状況と主な議論</p>	
<p>令和 3 年 8 月 10 日 地域公共交通計画策定について協議。 令和 5 年 8 月 10 日 地域公共交通計画一部改訂について協議。 令和 6 年 6 月 7 日 計画別紙について協議。（令和 7 年度分） 令和 7 年 5 月 29 日 計画別紙について協議。（令和 8 年度分） 令和 8 年 5 月 21 日 計画別紙について協議。（令和 9 年度分）</p>	
<p>15. 利用者等の意見の反映状況</p>	
<p>ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。</p>	
<p>16. 協議会の構成員</p>	
関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課
関係市区町村	南房総市総務部企画政策課、館山市建設経済部都市計画課
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社館山駅、一般社団法人千葉県バス協会、日東交通株式会社、ジェイアールバス関東株式会社館山支店、一般社団法人千葉県タクシー協会、南房総市及び館山市域内タクシー事業者代表、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車組織する団体、安房土木事務所調整課、館山警察署交通課
地方運輸局	関東運輸局交通政策部交通企画課、関東運輸局千葉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	住民・利用者代表（南房総市 2 名、館山市 2 名） 安房道の駅連絡会会長、館山市社会福祉協議会事務局長、NPO 法人代表理事（学識経験者）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県南房総市富浦町青木 28 番地

（所 属）南房総・館山地域公共交通活性化協議会事務局

（氏 名）（館山市建設経済部都市計画課）矢代 誠

（電 話）0470-22-3612

（e-mail）tosikeikaku@city.tateyama.lg.jp

令和9年度地域間幹線系統確保維持計画(原案)

作成者：安房分科会

○事業に係る目的・必要性・目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業(生産性向上の取組を含む)		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	日東交通株式会社	館山鴨川線	館山駅・亀田病院(鴨川駅東口)	<ul style="list-style-type: none"> ・館山駅や安房鴨川駅等交通結節点へのアクセス ・亀田総合病院、安房地域医療センター等医療機関への通院 ・おどやスーパーセンター、ときわや、ドン・キホーテ等商業施設へのアクセス ・道の駅グリーンファーム館山や、館山いちご狩りセンター等観光施設へのアクセス ・その他、通勤や各高校への通学等 	令和8年度と比較して収支率1%以上の改善	<p>【路線の見直し等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南房総・館山地域公共交通計画において、当該系統を幹線として位置付けており、支線との連携を改善し、幹線としての機能強化を検討する。 ・JRダイヤ改正に合わせ運行計画の変更を検討するとともに、利用者の動向の把握に努め、ニーズに沿った運行計画を検討する。 <p>【広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な乗車方法(スマホ1日乗車券等)の周知を図り、利用者の増加につなげる。 ・ホームページ、公式SNS等の電子媒体や、市広報紙等の紙媒体及び公共交通マップを活用し、路線の情報提供や公共交通機関利用の案内を行い、利用者の増加を目指す。 ・高齢者の外出支援としてバス利用助成券制度の啓発を行う。 ・バス停留所の認知度を上げることにより、利用増進に繋げるため、わかりやすい名称への変更を検討する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通乗り方教室や啓発イベントを実施することで、利用者の増加や交通系ICカード利用促進を目指す 	令和8年10月以降 実施予定	館山市・南房総市 日東交通株式会社
						<p>令和8年10月以降 実施予定</p>	館山市・鴨川市・南房総市・日東交通株式会社 館山市・鴨川市・南房総市・日東交通株式会社 南房総市 南房総市・日東交通株式会社	
						令和8年10月以降 実施予定	館山市・鴨川市・南房総市・日東交通株式会社	

令和9年度地域間幹線系統確保維持計画(原案)

作成者：安房分科会

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業(生産性向上の取組を含む)	
						取組内容	実施時期 実施主体
2	日東交通株式会社	館山市内線	館山航空隊・ なむや (館山駅前・ イオン) 館山航空隊・ 小浜 (館山駅前・ イオン) 館山航空隊・ なむや (館山駅前) 館山航空隊・ 小浜 (館山駅前)	・館山駅や道の駅とみうらら枇杷倶楽部等交通結節点へのアクセス ・館山駅周辺の病院や亀田ファミリークリニック、赤門整形外科内科等の医療機関への通院 ・イオンタウン館山等商業施設へのアクセス ・富浦小学校児童の通学 ・その他、通勤や各高校への通学等	令和8年度と比較して収支率1%以上の改善	【路線の見直し等】 ・南房総・館山地域公共交通計画において、当該系統を幹線として位置づけており、支線との連携を改善し幹線としての機能強化を検討する。 ・JRダイヤ改正に合わせ運行計画の変更を検討するとともに、利用者の動向の把握に努め、ニーズに沿った運行計画を検討する。 【広報】 ・経済的な乗車方法(スマホ1日乗車券等)の周知を図り、利用者の増加につなげる。 ・ホームページ、公式SNS等の電子媒体や、市広報誌等の紙媒体及び、公共交通マップを活用し、路線の情報提供や公共交通機関利用の発信を行い、利用者の増加を目指す。 ・高齢者の外出支援としてバス利用助成券制度の啓発を行う。 【その他】 ・公共交通乗り方教室や公共交通啓発イベントを実施することで、利用者の増加や交通系ICカード利用促進を目指す。	令和8年10月以降 実施予定 館山市・南房総市 日東交通株式会社 館山市・南房総市・日東交通株式会社 南房総市 館山市・南房総市・日東交通株式会社

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。(例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である)
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。

3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。

令和9年度地域間幹線系統確保維持計画(原案)

作成者：安房分科会

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業(生産性向上の取組を含む)		
						取組内容	実施時期	実施主体
5	ジェイアールバス関東株式会社	南房州本線	館山・安房白浜 (安房神戸)	<ul style="list-style-type: none"> ・館山駅や安房白浜駅等交通結節点へのアクセス ・館山駅周辺の病院等医療機関への通院 ・県立館山運動公園へのアクセス ・房南学園及び安房特別支援学校の生徒・児童の通学 ・宿泊施設や寺社仏閣等への観光アクセス ・その他、通勤や各高校への通学等 	令和8年度と比較して収支率1%以上の改善	<p>【路線の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南房総・館山地域公共交通計画において、当該系統を幹線として位置づけており、支線との連携を改善し幹線としての機能強化を検討する。 <p>【広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な乗車方法(スマホ1日乗車券等)の周知を図り、利用者の増加につなげる。 ・ホームページ、公式SNS等の電子媒体や、市広報誌等の紙媒体及び、公共交通マップを活用し、路線の情報提供や公共交通機関利用の発信を行い、利用者の増加を目指す。 ・高齢者の外出支援としてバス利用助成券制度の啓発を行う。 ・高校生の通学支援として高校生等通学費助成制度の啓発を行う。 ・学生対策として販売している「学期定期券」の利用促進に努める。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通啓発イベントを実施することで、利用者の増加を目指す。 	令和8年10月以降 実施予定	館山市・南房総市
						令和8年10月以降 実施予定	館山市・南房総市・ジェイアールバス関東株式会社	
						令和8年10月以降 実施予定	南房総市	
						令和8年10月以降 実施予定	南房総市	
						令和8年10月以降 実施予定	ジェイアールバス関東株式会社	
						令和8年10月以降 実施予定	館山市・南房総市・ジェイアールバス関東株式会社	

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。(例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である)
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。

3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

9年度

「令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
南房総市	日東交通株式会社	(1) 館山鴨川線	6,263.0	
	日東交通株式会社	(2) 館山市内線	7,275.0	
	ジェイアールバス関東 株式会社	(3) 南房州本線	13,190.0	
館山市		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			26,728	

(注)

- 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
- 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合は、その旨を記載することで足りるものとす。 (記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

基準期間の	年度	/3
基準期間の	年度	/3

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統		計画運行回数 ()	計画運行日数	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助プロック外乗入部分のキロ程	同一補助プロック郡道府県外乗入部分のキロ程	他路線との割合部分に係るキロ程	他路線との割合率	補助プロック外乗入部分、同一補助プロック郡道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ)+ヌ+ル)÷チ=ヌ
				起点	主な経路 終点												
9	0		龍山 鶴川	龍山駅 鶴川駅	龍山 鶴川	2048 (5.6)	365 日	3.1	17.3 人	往33.9Km 復33.9Km 33.9Km	0.0km	0.0km	(平均)	(平均)	0.0km	100.000%	
10	0		龍山 市内	龍山駅 市内	龍山 市内	5346 (14.6)	365 日	2.4	35.0 人	往16.4Km 復16.4Km 16.4Km	0.0km	0.0km	(平均)	(平均)	0.0km	100.000%	
合計				系統						往50.3km 復50.3km 50.3km	0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km 0.0km	往0.0km 復0.0km 0.0km	0.0km		

補助対象系統のキロ当たり経常収益																		
補助プログラム名	特別措置 申請番号	補助プログラム外乗入部分及び同一補助プログラム都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス)ノチニマ)	計画実走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象経常収益の見込額	3カ年平均			基準期間の前々年度			基準期間の前年度			補助対象経常収益の見込額			
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益	経常収益控除額	補助対象系統の乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ	経常収益	補助対象系統の乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ	経常収益		補助対象系統の乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ	経常収益
9	0	100.00%	138,956.8 km	51,982,895円	118円21銭	0円00銭	118円21銭	110円21銭	14,822,223円	138,956.8 km	106円.66銭	16,727,846円	138,092.5 km	120円.26銭	17,696,274円	138,549.7 km	127円.72銭	16,426,083円
10	0	100.00%	180,342.7 km	67,658,152円	128円85銭	0円00銭	128円85銭	128円85銭	23,306,626円	180,728.7 km	128円.95銭	21,757,832円	180,342.6 km	120円.64銭	24,682,450円	180,190.3 km	136円.97銭	23,237,156円
合計			319,299.5 km	119,641,047円					38,128,849円	319,685.5 km		38,485,678円	319,435.1 km		42,378,724円	318,740.0 km		39,663,239円

補助プログラム名	特別措置申請番号	補助対象系統経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統の乗車走行キロ	計画平均乗車密度の路線	計画平均乗車密度の路線	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	計画額	補助対象経常費用	補助対象系統の乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ
9	0	35,536,812円	23,383,302円	23,383,302円	12526768円	23,383,302円	23,383,302円	23,383,302円	12,526千円	138,956.8 km	138,956.8 km	138,956.8 km	138,956.8 km	138,956.8 km	138,956.8 km	138,956.8 km	138,956.8 km	138,956.8 km	138,956.8 km
10	0	44,201,996円	30,347,618円	30,347,618円	14550227円	30,347,618円	30,347,618円	30,347,618円	14,550千円	180,342.7 km	180,342.7 km	180,342.7 km	180,342.7 km	180,342.7 km	180,342.7 km	180,342.7 km	180,342.7 km	180,342.7 km	180,342.7 km
合計		79,738,808円	53,730,920円	53,730,920円	27,076,995円	53,730,920円	53,730,920円	53,730,920円	27,076千円	319,299.5 km	319,299.5 km	319,299.5 km	319,299.5 km	319,299.5 km	319,299.5 km	319,299.5 km	319,299.5 km	319,299.5 km	319,299.5 km

ウの負担者とその負担割合										
補助プログラム名	特別措置申請番号	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の」の具体的な概要
		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
9		21.4%	12,153,510円	41.5%	10,857,302円	0.0%	0円	37.1%	10,857,302円	
10		19.7%	13,854,378円	37.5%	15,797,618円	0.0%	0円	42.8%	15,797,618円	
合計		20.4%	26,007,888円	39.3%	26,654,920円	0.0%	0円	40.3%	26,654,920円	

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第9節に係る経常費用を除くこと。
 2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の決算を切り捨て、その損益状況を記載すること。
 3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 5. 「補助プログラムの名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助プログラムを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 7. 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれかに該当するかを記載すること。
 8. 「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」の欄は、「認可を受けた補助対象期間」の当年度の場合には「3/3」、「前年度」の場合には「2/3」、「前々年度」の場合には「1/3」をそれぞれ記載すること。
 9. 「改正率」の欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改正率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
 10. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プログラムにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 11. 「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 12. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全運行回数に、補助対象期間中における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数を記載すること。
 13. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区間におけるキロ程」の欄、「補助プログラム外乗入部分のキロ程」の欄、「輸送府県外乗入部分のキロ程」の欄は、小數第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往-復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往-復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往-復の合計の合計を記載すること。
 14. 「同一補助プログラム都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プログラム内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プログラムが異なる都道府県外乗入部分(り)に記載すること。
 15. 「他路線との競合部分」に落ちるキロ程とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助プログラム内区間(系統キロ程(予)一補助プログラム外乗入部分のキロ程(リ)一同一補助プログラム都道府県外乗入部分のキロ程(ク))に落ちるキロ程を記載すること。
 16. 「補助プログラムと地域公共交通再編事業を実施する区間におけるキロ程との比率」の欄、「ソ」のうち補助プログラム外乗入部分以外に落ちるもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 17. 「補助プログラムと地域公共交通再編事業を実施する区間におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プログラム外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プログラム外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 18. 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「乗車走行キロ」の欄は、小數第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 19. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除いた数値(端数切り捨て)をいう。
 20. 「補助対象経費」の欄は、(ホ) (計画)平均乗車密度が6人未満の路線に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額又は(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 21. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前々年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の乗積を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前々年度の乗積を平均して算出することとし、基準期間の前々年度の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 22. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 23. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 24. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日別の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度、令和〇年度それぞれ、平日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告書(第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに附随する必要な事項を記載した書類(附属書類)、並びに基準期間の前々年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告書(第2条第1項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに附随する必要な事項を記載した書類(附属書類)、並びに基準期間の前々年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通付書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
 4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	ジェイアールバス関東株式会社
------	----------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業			
	営業収益	千円	営業外収益	経常収益(イ)
	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km			%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業			
	営業収益	千円	営業外収益	経常収益(イ)
	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	km			%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業			
	営業収益	千円	営業外収益	経常収益(イ)
	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km			%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の基準期 間(基準期間の前々年度)	補助対象事業者の基準期 間(基準期間の前年度)	補助対象事業者の基準期 間(基準期間)
千葉	ロ ¹ ÷ハ ¹ =a	ロ ² ÷ハ ² =b	ロ ³ ÷ハ ³ =c
	円	円	円
	銭	銭	銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の基準 期間(基準期間の前々年度)	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常費用 の差 ニ-ハ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
千葉	(a+b+c)/3 = ニ	538 円	538 円	9 円	
	円	銭	銭	銭	銭
	円	銭	銭	銭	銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率
千葉	令和7年3月7日	基準期間の当年度	3/3	10.00%
		基準期間の年度	/3	
		基準期間の年度	/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統		計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程と系統キロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との割合部分に係るキロ程	他路線との割合	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率
				起点	終点										
2	無		新藤原線	船山駅	安房白浜	4413 (12.0)	3.7	44.4 人	19.9km						100.000%
						日		0.0 人							
						日									
合計			系統						往19.9km 復19.9km		往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km		

補助ブ ロック 名	特別措 置	補助ブ ロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比 率 (チー(リ) 文)÷子ニ ブ	計画乗車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘキワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象 経常収益 の見込額 ノキワ以上の額:ヨ							
					補助金交付要綱別表2(注)4.の適 用がある場合		3カ年平均		基準期間の前々年度			基準期間						
					基準期間に おける乗車 走行キロ当 たり経常収 入の運賃改 定による増 収分 f×コ÷(1+ コ)×フ=g	経常収益 控除額 ケとgのい ずれか少 ない額 h	補助金交 付要綱別 表2(注) 4.の適用 後のキロ当 たり経常収 入ノハ=ノ	補助対象 系統の乗 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ'ニ=d	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の乗 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ'ニ=e		実車走行 キロ マ	補助対象 系統の乗 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ'ニ=f					
2	無	100.000%	163,339.6 km	87,933,873円	228円.23銭	9円.11銭	228円.23銭	237円.34銭	34,619,790円	149,709.0 km	231円.24銭	33,791,989円	155,664.0 km	217円.08銭	42,916,991円	162,746.0 km	263円.70銭	37,278,996 円
0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭												0 円
合計			163,339.6 km	87,933,873円					34,619,790円	149,709.0 km		33,791,989円	155,664.0 km		42,916,991円	162,746.0 km		37,278,996 円

補助ブ ロック 名	特別措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はのうら い すれか少ないほう の額	ノ	ノ	ノのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分及 他 路線との競合部 分以外に係るホ	ノのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ニ本	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ウの負担者とその負担割合		
														都道府県	市区町村	事業者自己負担
2	無	50,654,877 円	カ×9/20=レ	39,570,242 円	0 円	0 円	39,570,242 円	39,570,242 円	26,380 千円	13,190.0 千円	52,142,901 円	38,952,901 円	0 円	0 円	0 円	38,952,901 円
0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
合計		50,654,877 円	カ×9/20=レ	39,570,242 円	0 円	0 円	39,570,242 円	39,570,242 円	26,380 千円	13,190.0 千円	52,142,901 円	38,952,901 円	0 円	0 円	0 円	38,952,901 円

補助ブ ロック 名	特別措 置	ウの負担者とその負担割合			
		都道府県	市区町村	事業者自己負担	「その他の 者」の具体 的概要
		負担割合	負担割合	負担割合	負担割合

2	無	13,190,000円	33.9%	11,084,635円	28.5%	0.0%	14,678,266円	37.7%
	0	0					0円	
	合計	13,190,000円	33.9%	11,084,635円	28.5%	0円	14,678,266円	37.7%

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと)における補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
8. 「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
9. 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
10. 申請番号は、事業者ごと、系統ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
11. 「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
12. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
13. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
14. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(り)に記載すること。
15. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(子)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(文))に係るキロ程を記載すること。
16. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
17. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「乗車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
19. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
20. 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額又は(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
21. 「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ハ)は、基準期間、基準期間の前々年度と基準期間におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/20に相当する額と都道府県協議会等が算出した経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前々年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績を記載すること。
22. 「計画額」の欄は、系統ごとに100円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
23. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
24. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に必要がない場合には、その旨を記載することとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土・日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため倍率」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)の前々年度(基準期間)の前々年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助路線に属するものに限る)、並びに基準期間の前々年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

日東交通(株) 館山市内線

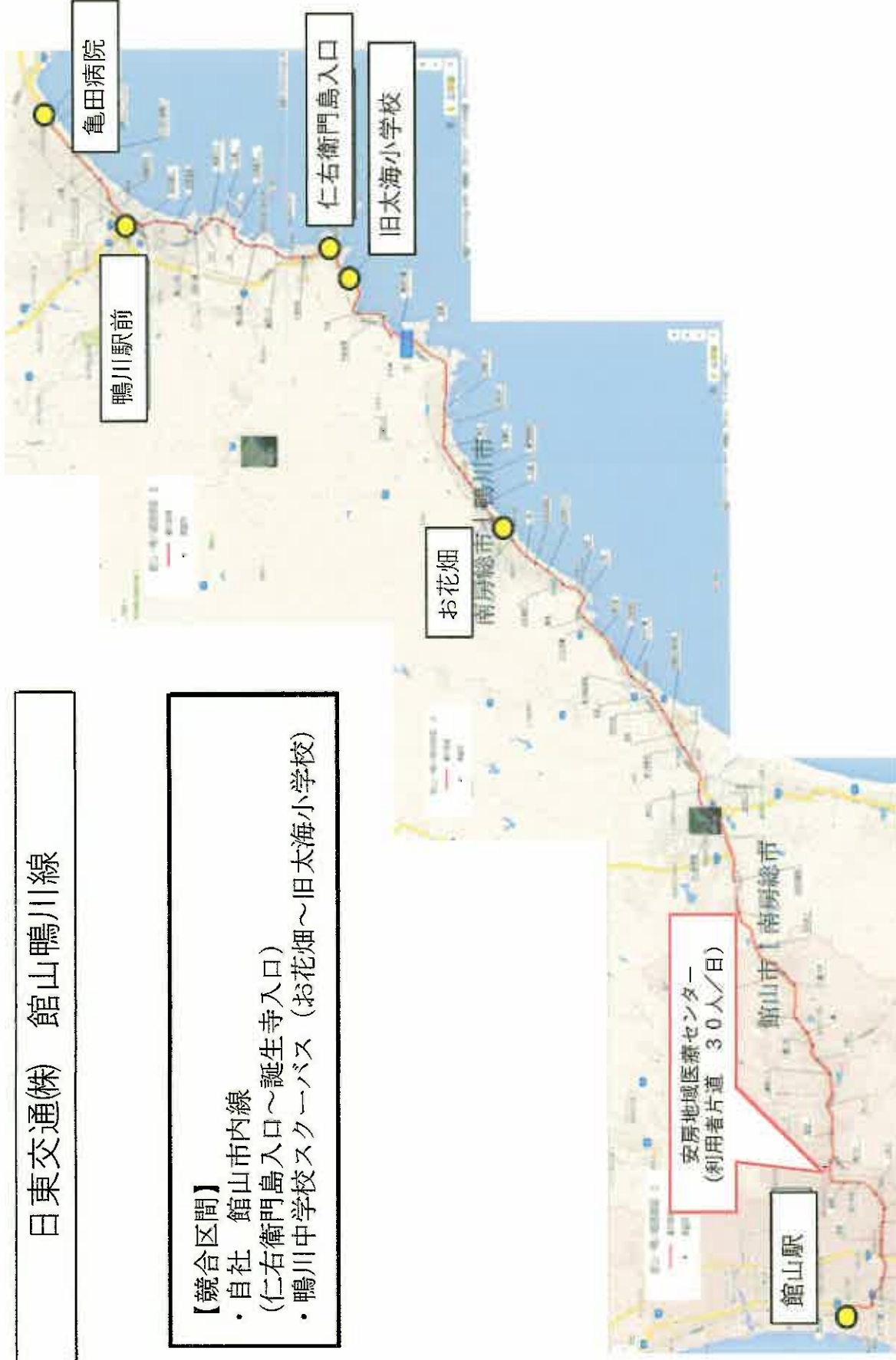


【競合区間】
 ・JRバス関東 洲崎線 (館山駅～宮城)
 ・JRバス関東 南房州本線 (館山駅～汐留橋)

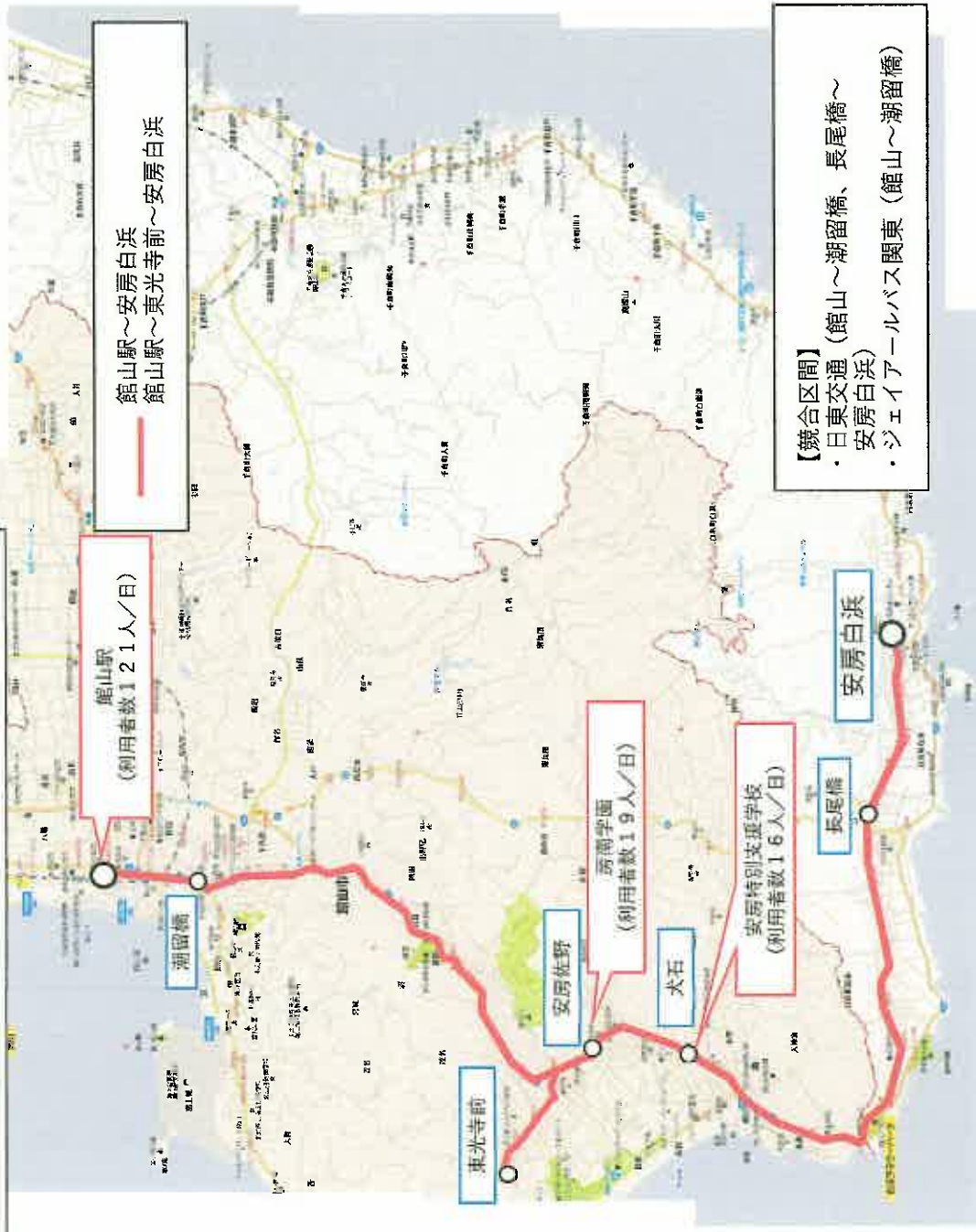
日東交通(株) 館山鴨川線

【競合区間】

- ・ 自社 館山市内線
(仁右衛門島入口～誕生寺入口)
- ・ 鴨川中学校スクーパーバス (お花畑～旧太海小学校)



ジェイアールバス関東(株) 南房州本線



館山駅～安房白浜
館山駅～東光寺前～安房白浜

館山駅
(利用者数121人/日)

安房佐野
(利用者数19人/日)

安房特別支援学校
(利用者数16人/日)

安房白浜

長尾橋

【競合区間】
・日東交通 (館山～潮留橋、長尾橋～安房白浜)
・ジェイアールバス関東 (館山～潮留橋)

別記第1号の1様式

J R 関 営 第 4 8 6 号
令 和 8 年 1 月 3 0 日

千葉県バス対策地域協議会

会長 千葉県総合企画部交通・規制緩和担当部長 様

住 所 東京都江東区塩浜二丁目18番13号
名 称 ジェイアールバス関東株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小堀 隆一

千葉県バス対策地域協議会協議申出書

下記路線について、千葉県バス対策地域協議会において協議されるよう申し出ます。

記

路線名	起点・終点 (経由地)	協議申出内容 (実施予定年月日)	理 由	関係市町村又は関係事業者との協議状況	路線開設の経緯
南房州本線	館山駅・安房白浜 (安房神戸・東光寺)	車両減価償却費補助の受給(令和8年4月1日)	地域間幹線系統で使用する車両1両を老朽取替するため		

添付書類(バス運行対策費補助を希望する場合は要添付、車両減価償却費補助は不要)

- ・ 運行系統別輸送実績及び収支状況(別紙1)
- ・ 直近の「10月1日から9月30日まで」の期間に係る損益計算書(別紙2)
- ・ 路線図
- ・ 市町村が協議を申し出る場合の添付書類については可能なもののみ添付すること。

<本件責任者及び担当者>
ジェイアールバス関東株式会社
営業部 担当/岸、河合
Tel 03-6747-4308
Fax 03-5690-2555
E-mail kishi@jrbuskanto.co.jp

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 ジェイアールバス関東株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 9 年度)	補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	路線維持費国庫補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、預金、リース)
	千葉	2	南房州本線	2	ノンステップスロープ付き	74	10.4	9.10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		実費購入予定費合計 計額から認定価格 を控除した額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法は、 $100.00 \times$ 定額法は、 $1,500.00 \times$)	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
	車両価格	改造費										
2	21,287,800	0	22,041,300	1,500,000	0	1,500,000	4,408,260	1,500,000	7	1,500,000	750.0	6,000,000
計	21,287,800	0	22,041,300	1,500,000	0	1,500,000	4,408,260	1,500,000	-	1,500	750	6,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(千円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	償還期間 の低い方の率(%)	補助対象経費 (千円)	計画額(千円)
					千円	千円
計					千円	千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カナダ	750

【負担者とその負担割合】

申請番号	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合					
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	事業者自己負担 負担割合	その他の者 負担割合				
千葉	2	0円	0%	0円	0円	0%	0円	0%	0円	0%
合計	0円	0%	0円	0%	0円	0%	0円	0%	0円	0%

2. 科目以降(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確債維持費国庫補助金申請番号
千葉	2	当該年度 初年度
		確債維持費国庫補助金申請番号
		当該年度 初年度

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却額(円)	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	とちのち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $(\text{円}) \times \text{ア} \div 12(\text{月}) \times \text{イ}$ (最終年度) = マ	計画額(千円)	* 残存価格 (円)
2	7,500,000	6,000,000	1,500,000	0	1,500,000	4,408,260	1,500,000	12	1,500,000	750.0	4,500,000
計	7,500,000	6,000,000	1,500,000	0	1,500,000	4,408,260	1,500,000	-	1,500	750	4,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(白)	(空)				
					E	ア	ア × 1/2 = イ	
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ + ア	ケ + イ
1,500	750

【負担者とその負担割合】

補助 科目 名	負担者とその負担割合					
	市区町村		その他の者		事業者自己負担	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
千葉	0円	0%	0円	0%	0円	0%
合計	0円	0%	0円	0%	0円	0%

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップスロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小教点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確定できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.「車両購入金融費用」は、売買契約書の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 8.「車両価格」の欄は、車両価格、改造費を計上すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごと(1両)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書、見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.「普通償却限度額(△欄)」は、平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.「普通償却率(△欄)」は、補助対象車両(△欄)に保証率を乗じた償却率(△欄)に改定償却率を乗じた償却率を普通償却率(△欄)とする。

※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:係数率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し)
- 5.補助対象事業者ごと、の、車両購入後の乗合バス事業者の状況(車両数、平均乗客)
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。